

富士見市立市民総合体育館屋根崩落事故調査委員会会議及び傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、富士見市立市民総合体育館屋根崩落事故調査委員会条例（平成26年条例第1号）第11条の規定に基づき、富士見市立市民総合体育館屋根崩落事故調査委員会（以下「委員会」という。）の会議及び傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議録）

第2条 委員長は、事務局をして、次に掲げる事項を記録した会議録を作成させなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議題及び議事の経過
- (4) その他委員長が必要と認めた事項

2 会議録は会議に出席した委員の確認を得たのち、委員長が署名するものとする。

3 会議録及び会議に提出された文章は、原則公開とする。

（傍聴人）

第3条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 傍聴人は、委員長が指定する所定の傍聴席で傍聴しなければならない。

（傍聴の手續）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で、一般傍聴人にあつては自己の氏名及び住所を、報道関係者にあつては氏名及び報道機関名を傍聴人受付簿に記入のうえ、事務局の確認を受けなければならない。

2 傍聴は、会議開催予定時刻の30分前から先着順で受け付ける。ただし、一般傍聴人の傍聴希望者が、会議の会場の規模を超える傍聴希望者があつた場合は、この限りではない。

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、議事を妨害しないこと。

(2) 会場内において、委員長は必要に応じ、写真撮影及び録画を制限することができる。

(3) 会場内で、携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。